



| 目 次 | | ページ |
|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----|
| 規 則 | | |
| ◎高知県表彰規則の一部を改正する規則 | | 1 |
| 告 示 | | |
| ○家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の 実施の命令 | (畜産振興課) (3・5 掲示) | 1 |
| ◎高知県立盲ろう福祉会館の指定管理者 の指定 | (障害保健福 祉課) | 1 |
| ○道路の区域変更 | (道 路 課) | 1 |
| 公 告 | | |
| ○土地改良区の役員の退任 | (農業基盤課) | 2 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | (〃) | 2 |
| ○土地改良区の清算人の退職 | (〃) | 2 |
| ○換地計画の適否決定(四万十町) | (〃) | 2 |
| ○水防法による浸水想定区域等の公表 | (河 川 課) | 2 |
| 高知県公営企業局管理規程 | | |
| ◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規 程の一部を改正する規程 | | 2 |
| 高知県教育委員会告示 | | |
| ◎高知県保護有形文化財、高知県保護無 形民俗文化財、高知県史跡及び高知県 史跡を管理する団体並びに高知県天然 記念物の指定 | (教育委員会 事務局文化 財課) | 3 |
| ◎高知県立県民体育館及び高知県立武道 館の指定管理者の指定 | (教育委員会 事務局スポ ーツ健康教 育課) | 3 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | | |
| ◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関 し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数 の50分の1の数 | (3・4 掲示) | 3 |
| ◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をす る場合の選挙権を有する者の必要な数(〃) | | 3 |

◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区に
おける選挙権を有する者の総数の3分の1の数
(〃) 4

監査公表

○定期監査の執行結果(幡多土木事務所ほか) 4

規 則

高知県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第11号
高知県表彰規則の一部を改正する規則

高知県表彰規則(昭和31年高知県規則第51号)の一部を次のよ
うに改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するも
のについては、表彰を行わない。

(1) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、道路交通法(昭
和35年法律第105号)又は自動車の保管場所の確保等に関す
る法律(昭和37年法律第145号)の規定に違反し、罰金の刑
に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされ
た者を除く。

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 団体であって、その長又は代表者が前2号のいずれかに
該当するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、表彰することが適当でない
と知事が認めるもの

第3条中「同条各号」を「同条第1項各号」に改め、同条に次
の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、前項の特別県勢功労表彰について準用
する。

第4条第1項中「第2条各号」を「第2条第1項各号」に、
「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号エ中「写」を「写
し」に改め、同条第2項ただし書中「第2条第12号」を「第2条
第1項第12号」に改める。

第5条中「表彰すべき者」を「表彰すべきもの」に改める。

第8条ただし書中「第2条第12号」を「第2条第1項第12号」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第152号の2

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基
づき家畜の所有者に対し消毒方法を実施すべき旨を命ずるので、
家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第15条第
1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月5日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施の目的
県内において緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生を予
防するため
- 2 実施する区域
県内のあると認める家きん飼養農場及び家畜防疫員
が必要があると認める家きん飼養農場。ただし、消石灰による
消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う家
きん飼養農場を除く。
- 3 実施の期日
平成21年3月9日から同年4月3日まで
- 4 消毒方法の実施方法
消石灰等の消毒薬の家きん飼養農場内(家きん舎周囲及び家
きん飼養農場外縁部に限る。)散布

高知県告示第176号

高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和55
年高知県条例第10号)第14条第1項の規定により指定管理者の指
定をしたので、同条例第18条第1号の規定により次のとおり告示
する。

平成21年3月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立盲ろう福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町四丁目1番37号
財団法人高知県身体障害者連合会
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

高知県告示第177号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年3月17日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高知南環状
- 3 道路の区域

| | | | |
|-----|-----|-------|-----|
| 区 間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----|-----|-------|-----|

| | | | |
|------------------------------------------------|-----|----------------|--------|
| | 後の別 | (メートル) | (メートル) |
| 吾川郡いの町字沖 3914番1から 吾川郡いの町字沖 3910番2地先まで | 前 | 11.0 } 23.5 | 41 |
| | 後 | 11.0 } 14.0 | 41 |

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、芸西村中央土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成21年3月17日

高知県知事 尾崎 正直

| | | |
|----|-------|----------------|
| 役名 | 氏名 | 住 所 |
| 監事 | 横田 榮泰 | 安芸郡芸西村和食 甲2158 |
| 〃 | 岩宗秀之助 | 〃 〃 西分 甲4050 |
| 〃 | 岡村 守凱 | 〃 〃 馬ノ上 3332-2 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新改中部土地改良区の定款の変更を平成21年3月5日に認可した。

平成21年3月17日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、芸西村中央土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成21年3月17日

高知県知事 尾崎 正直

| | |
|-------|---------------|
| 氏名 | 住 所 |
| 吉永継司郎 | 安芸郡芸西村馬ノ上 879 |
| 筒井 密水 | 〃 〃 和食甲2656 |
| 松本 康一 | 〃 〃 〃 2829 |
| 黒岩 秀充 | 〃 〃 〃 1348 |
| 藤川 勝 | 〃 〃 〃 1670-1 |
| 西笛 勤 | 〃 〃 〃 133 |
| 都築純一郎 | 〃 〃 西分甲 567 |
| 公文 淳郎 | 〃 〃 〃 2573-2 |

| | | | | |
|-------|---|---|-----|--------|
| 松浦日出男 | 〃 | 〃 | 〃 | 4358 |
| 下司 武志 | 〃 | 〃 | 〃 | 651 |
| 安岡 慶治 | 〃 | 〃 | 〃 | 2793-2 |
| 白石 清徳 | 〃 | 〃 | 〃 | 2654-2 |
| 岡村 進 | 〃 | 〃 | 馬ノ上 | 2048 |
| 清遠 祥弘 | 〃 | 〃 | 〃 | 3186 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う窪川四万十地区（仕出原換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年3月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
 - 換地計画書の写し
 - 現形図及び換地図
- 縦覧期間
平成21年3月17日から同年4月15日まで
- 縦覧場所
四万十町役場
- その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により国分川水系国分川に係る浸水が想定される区域を浸水した場合に想定される水深を定めて浸水想定区域として指定したので、同条第3項の規定により当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、高知県土木部河川課並びに高知県高知土木事務所及び高知県中央東土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年3月17日

高知県知事 尾崎 正直

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月17日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第2号
高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程

の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程（昭和37年高知県電気局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第24条の2」に改める。

第3章第2節中第24条の次に次の1条を加える。

（不納欠損）

第24条の2 局長は、調定をした収納金について、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、不納欠損として処理しなければならない。

- （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定による議会の議決を経て権利を放棄したとき。
- （2） 債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をし、又は援用する意思があるものとみなされるとき（法律の規定により債務者の援用を待たずに消滅する債権にあっては、その消滅時効が完成したとき。）
- （3） 前2号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により、権利を消滅させ、又は権利が消滅したとき。

2 前項の規定による不納欠損の処分の手続については、局長が別に定める。

別表第1 高知県電気事業勘定科目表の資産の表中

| | | |
|---|-----------------|---|
| 「 | | 」 |
| | 工水貸付金 | 」 |
| を | | 」 |
| 「 | | 」 |
| | 工業用水道事業 病院事業 | 」 |

に改める。

別表第1 高知県工業用水道事業勘定科目表の資産の表中

| | | | |
|---|--------------------|----|---|
| 「 | | 備品 | 」 |
| | | | 」 |
| | 工具 器具及び備品 車両 | | 」 |

| | | |
|----|--------------|-----------------------------------|
| を | | 車両運搬具 車両運搬具減価償却累 (貸方) 備品 |
| 計額 | 工具 器具及び備品 | |

に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

高知県教育委員会告示第2号

高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第4条第1項の規定に基づき次の1の表に掲げる有形文化財を高知県保護有形文化財に指定し、同条例第26条第1項の規定に基づき次の2の表に掲げる無形の民俗文化財を高知県保護無形民俗文化財に指定し、同条例第30条第1項及び第33条第1項の規定に基づき次の3の表のとおり高知県史跡及び当該史跡を管理する指定団体に指定し、同条例第30条第1項の規定に基づき次の4の表に掲げる記念物を高知県天然記念物に指定する。

平成21年3月17日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 高知県保護有形文化財
絵画の部

| 名称 | 員数 | 内容 | 所有者 |
|--------------|-----|-------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 旧赤岡町の土佐芝居絵屏風 | 23隻 | 浮世柄比翼稲妻 鈴ヶ森鎌倉三代記 三浦別れ 蘆屋道満大内鑑 葛の葉子別れ 勢州阿漕浦 平次住家 源平布引滝 松波検校琵琶 花上野誉石碑 志度寺 | 香南市赤岡町本町一区町内会 |
| | | 花衣いろは縁起 菅原伝授手習鑑 寺子屋 | 香南市赤岡町本町二区絵金 |

| | | |
|--|---------------------------------------------------------------|-------------------|
| | 伊達競阿国戯場 累 木下蔭狭間合戦 壬生村伽羅先代萩 御殿 蝶花形名歌島台 小坂部館 東山桜荘子 佐倉宗吾子別れ | 屏風保存会 |
| | 菅原伝授手習鑑 寺子屋 播州皿屋敷 鉄山下屋敷 楠昔囃 徳太夫住家 競伊勢物語 春日の里小芳住家 忠臣二度目清書 寺岡切腹 | 香南市赤岡町横町二区絵金屏風保存会 |
| | 義経千本桜 鮎屋 蝶花形名歌島台 小坂部館 八百屋お七歌祭文 東山桜荘子 佐倉宗吾子別れ | 香南市赤岡町本町四区町内会 |
| | 伊賀越道中双六 岡崎 | 門脇 由紀 |

彫刻の部

| 名称 | 員数 | 内容 | 所有者 |
|----------|-----|--------------------|-----------|
| 木造大日如来坐像 | 1 軀 | 像高49.3センチメートル 寄木造り | 須崎市上分笹野部落 |

- 2 高知県保護無形民俗文化財

| 名称 | 所在地 | 保持者 |
|---------|--------|-----------|
| 市野々の神踊り | 土佐市市野々 | 市野々神踊り保存会 |

- 3 高知県史跡

| 名称 | 指定地域 | | 所有者 | 管理する指定団体 |
|---------|-------------|----------------------|-------|----------|
| | 地名 | 区域 | | |
| 坂本遺跡 窯跡 | 四万十市坂本 字中ノ坊 | 570番地の一部 30.41平方メートル | 国土交通省 | 四万十市 |

| | | | | |
|--|--|----------------------|--|--|
| | | 571番地の一部 85.32平方メートル | | |
|--|--|----------------------|--|--|

- 4 高知県天然記念物

| 名称 | 指定地域 | | 所有者 |
|-----------|----------------|--------------------------------------|------|
| | 地名 | 区域 | |
| 弘瀬の荒倉神社社叢 | 宿毛市沖の島町 弘瀬字宮ノ道 | 384番1 6,685平方メートル 384番2 222平方メートル | 荒倉神社 |

高知県教育委員会告示第3号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）第17条第1項及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）第17条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第21条第1号及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第21条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月17日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 施設の名称
高知県立県民体育館及び高知県立武道館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市棧橋通二丁目1番53号
財団法人高知県スポーツ振興財団
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

高知県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,936人である。

平成21年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高

知事知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、174,462人である。

平成21年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

| | |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区 | 88,414人 |
| 室戸市、東洋町選挙区 | 5,955人 |
| 安芸市、芸西村選挙区 | 6,843人 |
| 南国市選挙区 | 13,495人 |
| 土佐市選挙区 | 8,268人 |
| 須崎市選挙区 | 7,023人 |
| 宿毛市、大月町、三原村選挙区 | 8,762人 |
| 土佐清水市選挙区 | 4,826人 |
| 四万十市選挙区 | 9,950人 |
| 香南市選挙区 | 9,174人 |
| 香美市選挙区 | 8,181人 |
| 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区 | 3,621人 |
| 長岡郡、土佐郡選挙区 | 4,231人 |
| 吾川郡選挙区 | 14,233人 |
| 高岡郡選挙区 | 18,813人 |
| 黒潮町選挙区 | 3,805人 |

監 査 公 表

監査公表第4号

平成21年3月17日

| | |
|---------|-------|
| 高知県監査委員 | 樋口 秀洋 |
| 同 | 黒岩 直良 |
| 同 | 坂本 千代 |
| 同 | 奴田原 訂 |

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により、定期監査を行ったところ、その結果は、次のとおりであった。

1 監査委員意見

平成20年度出先機関後期分73機関に対する定期監査を実施し

た結果について、次のとおり意見を述べる。

財務会計全般では、前年度の指摘事項は、おおむね是正されており、その努力は認められる。しかしながら、なお一部では、引き続き同様の不適正な事例が見受けられるなど、特別指摘事項2件（昨年度3件）、厳重注意事項6件（昨年度19件）及び注意事項158件（昨年度136件）の不適正な執行があった。

その内容は、2から4までのとおりであるが、公金の収納に係る事務及び収入・契約の事務処理などについて、財務会計に係る基本的認識の欠如や知識不足による不適正な事例及び誤りがあったことは極めて遺憾である。

今後は、担当職員の財務会計に関する事務処理能力を一層高めることはもちろんのこと、管理職員等によるチェック及び指導を徹底させる必要がある。併せて、担当職員及び管理職員等が一体となり、財務会計の事務処理を適正に執行するよう強く求める。

また、財務会計の事務執行において、特に検討を要する事項として2件、検討事項として19件を指摘したところである。指摘した内容は、競争性が発揮されるように、契約の在り方について検討が必要と認められるもの及び契約内容の精査が必要と認められるものなどであり、速やかな対応を求める。

なお、後期の出先機関に対する監査において、特に目に付いた事項は、次のとおりである。

(1) 内部のチェック体制について

今回の監査で、約885万円にも上る河川使用料の測定漏れや授業料の不適正な取扱いが見られた。こうした事例については、内部のチェック機能が働いていれば早い段階で是正が可能であったと認められる。

よって、不適切な事務処理が繰り返されることのないよう、所属長あるいは出納員がその職責を十分に果たすよう強く求めるものである。

(2) 物品の管理について

物品の管理について、備品の所在が明らかでないものや物品管理システム上の手続がなされていない事例などが多く見られた。

よって、このようなことが繰り返されることのないよう、改めて、適正な管理を強く求める。

(3) 契約事務について

契約事務の一部に抜かりのある事例、入札事務に誤りのある事例、また、一括して発注すべきところをそうしなかった事例や競争性が十分に発揮されているとはいえない事例が見られた。

今後は、こうした不適正な事例が繰り返されることのないよう実効性のある対応を強く求める。

2 特別指摘とする機関及び事項

幡多土木事務所

（監査日：平成21年1月15日）

(1) 事実認定

年度初めに収入調定すべき平成20年度の河川使用料（継続分）102件8,854,410円を調定していなかった。

また、河川使用料及び港湾使用料の計83件4,223,340円について、収入調定をしたものの、許可書及び納付書を発送せずにそのまま放置していた。

| | | | |
|-------|---------------------|------|-------------|
| 河川使用料 | 未調定 | 102件 | 8,854,410円 |
| | 収入調定済で、許可書及び納付書が未発送 | 58件 | 3,722,640円 |
| | 小計 | 160件 | 12,577,050円 |
| 港湾使用料 | 収入調定済で、許可書及び納付書が未発送 | 25件 | 500,700円 |
| | 合計 | 185件 | 13,077,750円 |

(2) 特別指摘事項

上記は、高知県河川流水占用料等徴収条例（平成11年高知県条例第51号）第2条、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第4項及び高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第6条の規定による占用料の徴収を怠る極めて不適正な事務処理である。

また、当土木事務所は、3年連続して占用料の徴収に関する事務処理を怠っており、改善の跡が見られないことは重大である。

よって、今後は、管理職員等による点検及び指導を徹底させることはもちろんのこと、収入調定漏れ等を起こさないよう、組織として実効性のある改善策を講じるよう強く求める。

高知北高等学校

（監査日：平成21年2月10日）

(1) 事実認定

当校では、授業料や学校徴収金を学校へ持参する生徒が多数いることから、授業料等を持参した生徒に対して当校独自の領収書を交付し、後日、納付書で金融機関へ払い込むという高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）に反した事務処理を行っていた。

また、領収書控えの作成が不十分であり、なおかつ、その現金を直ちに最寄りの金融機関へ入金していなかった。このため、授業料について、生徒の氏名や入金としなければならない月を誤った事例が生じたことにより、一時的に未収金や

過納金が発生していた。

(2) 特別指摘事項

上記は、公金を管理する上において、高知県会計規則第35条の規定に反する極めて不適切な事務処理であり、学校の会計事務に対する県民の信頼を大きく失墜させる行為である。

今後は、高等学校課と事務の改善について協議し、高知県会計規則に則った事務処理を行うべきである。また、公金を取り扱う上で、個々の職員の職責を明確にするとともに、チェック体制の強化を図り、信頼回復に努めることを強く求める。

3 嚴重注意及び重要検討とする機関及び事項

高知女子大学 (監査日：平成20年11月26日)

(1) 嚴重注意とする事項

ア 事実認定

次の(ア)から(ウ)までの業務について、本来競争見積りをしなければならないにもかかわらず、それぞれ単独見積りで処理し、契約していた。

(ア) 平成20年3月26日に見積書を徴して、平成20年3月28日及び29日に施行した校舎周辺竹垣支柱取替え修繕(241,500円)及び校舎周辺高木剪定作業(84,000円)の2件の業務は、同一業者が施行したもので、合計すると契約額が30万円を超えていた。

(イ) 平成20年3月21日に見積書を徴して施行した講義室カーテン縫製ほかの業務(231,498円)及び講義室タイルカーペット補修ほかの業務(157,500円)の2件の業務については、同一業者が施行したもので、合計すると契約額が30万円を超えていた。

(ウ) 平成20年3月27日に見積書を徴して施行した寮鍵修繕ほかの業務(281,925円)及び教職員宿舎錠前取替えほかの業務(28,665円)の2件の業務については、同一業者が施行したもので、合計すると契約額が30万円を超えていた。

イ 嚴重注意事項

上記(ア)から(ウ)までの業務は、それぞれ同一の業者が施行し、また、同じ日に見積書を徴していることから判断すれば、一括して発注すべきものである。そうすると、これらは、契約金額の総額がそれぞれ30万円を超えているため、2人以上の者から見積書を徴さなければならないものであり、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「契約規則」という。)第32条及び「高知県契約規則の施行について」(昭和55年2月19日付け副知事通知。以下「副知事通知」という。)第4の2の規定に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適切な事務処理を強く求める。

(2) 重要検討とする事項

総合情報管理パッケージソフト「情報館95」サポートサービスの利用契約は、図書館情報システムのプログラムのバージョンアップ、障害発生時の出張サービス、電話等によるサポートを受けるもので、平成18年度以降、契約金額が997,500円となっている。

しかしながら、出張サービスの実績は、平成18年度3回、平成19年度1回及び平成20年度1回(事前監査日現在)と非常に少ないことから、契約金額を含め、契約の在り方について検討を求める。

4 嚴重注意とする機関及び事項

東京事務所 (監査日：平成20年11月28日)

(1) 事実認定

平成19年度に贈呈用として県内の特産品(四万十茶)を7月、8月、9月及び10月の計4回発注していた。しかし、4回のうち最後の2回については、決裁を受けていなかった。

また、納品の都度請求を受けているにもかかわらず、請求書を年度末まで放置していた。このため、翌年3月になって発注先から入金がない旨の連絡を受け、同月下旬になって4回分の総額112,800円をまとめて支払っていた。

(2) 嚴重注意事項

物品の購入に当たって、事前に決裁権者の決裁を受けるという会計事務の基本が守られていなかった。

また、支払についても、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第10条で定められた支払期限を大幅に過ぎたものとなっている。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

中央西福祉保健所 (監査日：平成20年12月2日)

(1) 事実認定

平成20年度のガソリン単価契約において、年間支出見込額が160万円を超えているにもかかわらず、施行向が作成されていなかった。

(2) 嚴重注意事項

契約規則第31条において、160万円を超える物品の購入は、原則として競争入札によるものであることから、本件は、事前に施行向の作成が必要な事例である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

農業大学校 (監査日：平成20年11月18日)

(1) 事実認定

平成19年度及び平成20年度のガソリン等燃料類複数単価契約において、年間支出見込額の総額が160万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。(研修課)

(2) 嚴重注意事項

契約規則第31条の3及び副知事通知第4の1の3で、財産の買入れの場合、予定価格の作成を省略できる範囲は、160万円を超えない金額と定められており、この規定に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

高知農業高等学校 (監査日：平成20年10月28日)

(1) 事実認定

ガソリン給油チケットは、物品管理者が現金と同様に厳重に管理すべきものであるが、県有自動車に1冊ずつ置かれたままになっており、管理が極めてずさんであった。

また、次のアからウまでのような不適正な事例が見られた。

ア 平成20年5月分のガソリン代の支払において、5月20日のガソリン37リットルについては、自動車運転日誌(自動車使用記録簿)に給油実績の記録がなく、どの自動車に給油したのか確認できなかった。

イ 5月26日ガソリン20リットルについても、自動車運転日誌(自動車使用記録簿)に運転実績及び給油実績の記録がなかった。

ウ 6月分のガソリン代の支払において、6月5日に軽油35.9リットルを給油したとして支払っていたが、給油した車両は、ガソリン車であり、油種が誤ったままとなっていた。

(2) 嚴重注意事項

ガソリンの給油チケットについては、その性質上厳格な管理が強く求められているところであるが、その管理が極めて不適切であった。

また、支出に当たって、証拠書類の不備があったほか、履行の確認を十分に行わないまま支払がなされており、不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な執行を強く求める。

高知追手前高等学校 (監査日：平成20年10月29日)

(1) 事実認定

平成19年度及び平成20年度の産業廃棄物処理委託契約において、委託先に産業廃棄物を引き渡した日で検認表示をしていた(年10件余)。その中には、平成20年3月31日に引き渡したものについて、業者の処分が4月になっているにもかかわらず、3月31日に検認表示をして、現年度の予算で支払っていた。

(2) 嚴重注意事項

産業廃棄物処理の委託をした場合の履行確認としての検査は、処分終了年月日が明示された manifests D票により行

うべきである。

したがって、今回の事例は、契約規則第52条の規定による検査職員の職務を怠っており、契約書に基づく適正な履行の確認がなされていないものである。

また、法第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度区分に反した不適正な事務処理となっている。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

5 重要検討とする機関及び事項

中央東土木事務所（監査日：平成20年11月26日）

道路安全施設の修繕料（道路維持管理費）の支出は、その大半が30万円以下で単独随意契約となっていたが、次のような問題が見られた。

例えば、平成20年7月の支払では、12件中、10万円以下が1件、30万円以上が1件となっている。残りの10件は、168,000円から299,250円までとなっており、その内の4件は、29万円以上30万円以下となっていた。

また、発注の決定は、業者1者のみの見積書によっており、監査に提出された証拠書類には、事務所としての発注個所付け及び修繕費用を積算したものがなかった。更に、業者の選定についても、その選定理由が証拠書類上なかった。

以上のように、発注に当たって競争性が発揮されているとは言えない実態にあることから、以下の点について検討を求める。

- (1) 発注額が30万円以下になることについて、事務所としての根拠及び意思決定を明確化すること。
- (2) 業者選定の経過（ルール）を事務所として明確化すること。
- (3) 30万円以下であれば単独随意契約が可能であるが、実態として29万数千円の見積りが多いことから、このような場合には、複数の業者から見積りを徴するようにすること。

併せて、競争性の確保という観点から、可能な限り発注個所をまとめること。

6 以下の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている。

なお、別表の事項について、上記2から5までの機関を含め、今後の事務処理に留意するよう指摘し、注意を喚起した。

- 安芸県税事務所**（監査日：平成20年11月19日）
- 中央東県税事務所**（監査日：平成20年11月19日）
- 中央西県税事務所**（監査日：平成20年10月29日）
- 須崎県税事務所**（監査日：平成20年10月28日）
- 幡多県税事務所**（監査日：平成21年1月15日）
- 安芸福祉保健所**（監査日：平成20年12月2日）

- 総合看護専門学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 大阪事務所**（監査日：平成20年11月27日）
- 名古屋事務所**（監査日：平成20年11月27日）
- 中村高等技術学校**（監査日：平成21年1月16日）
- 環境保全型畑作振興センター**（監査日：平成20年11月18日）
- 安芸林業事務所**（監査日：平成20年11月18日）
- 中央東林業事務所**（監査日：平成20年11月26日）
- 幡多林業事務所**（監査日：平成21年1月15日）
- 海洋深層水研究所**（監査日：平成20年11月19日）
- 内水面漁業センター**（監査日：平成21年2月20日）
- 安芸土木事務所**（監査日：平成20年12月2日）
- 中央西土木事務所**（監査日：平成20年10月28日）
- 高知短期大学**（監査日：平成20年11月26日）
- 室戸高等学校**（監査日：平成20年11月19日）
- 中芸高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 県立安芸中学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 安芸高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 安芸桜ヶ丘高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 城山高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 大橋高等学校**（監査日：平成20年10月29日）
- 嶺北高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 高知東工業高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 岡豊高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 高知東高等学校**（監査日：平成20年10月29日）
- 県立高知南中学校**（監査日：平成20年10月28日）
- 高知南高等学校**（監査日：平成20年10月28日）
- 高知工業高等学校**（監査日：平成20年11月18日）
- 高知丸の内高等学校**（監査日：平成20年10月29日）
- 高知小津高等学校**（監査日：平成21年1月13日）
- 伊野商業高等学校**（監査日：平成20年12月2日）
- 高岡高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 高知海洋高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 須崎高等学校**（監査日：平成20年11月18日）
- 佐川高等学校**（監査日：平成20年12月2日）
- 四万十高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 大方高等学校**（監査日：平成21年1月16日）
- 幡多農業高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 県立中村中学校**（監査日：平成21年1月16日）
- 中村高等学校**（監査日：平成21年1月16日）
- 宿毛高等学校**（監査日：平成21年1月16日）
- 清水高等学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 山田養護学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 高知江の口養護学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 日高養護学校**（監査日：平成21年2月20日）
- 中村養護学校**（監査日：平成21年1月16日）

- 高知警察署**（監査日：平成21年1月13日）
- 高知南警察署**（監査日：平成21年1月13日）
- 室戸警察署**（監査日：平成21年2月20日）
- 安芸警察署**（監査日：平成20年10月28日）
- 香南警察署**（監査日：平成21年2月20日）
- 香美警察署**（監査日：平成21年2月20日）
- 本山警察署**（監査日：平成21年2月20日）
- いの警察署**（監査日：平成21年1月13日）
- 土佐警察署**（監査日：平成21年1月13日）
- 佐川警察署**（監査日：平成21年2月20日）
- 中村警察署**（監査日：平成21年1月15日）
- 清水警察署**（監査日：平成21年1月16日）
- 宿毛警察署**（監査日：平成21年2月20日）

別表

| | 注意 | 検討事項 |
|------------|----|------|
| 収入を伴う事務の執行 | 12 | |
| 支出を伴う事務の執行 | 47 | 5 |
| 契約事務の執行 | 54 | 13 |
| 財産・物品管理 | 11 | 1 |
| 服務管理 | 2 | |
| 給与・旅費の支給事務 | 22 | |
| 庶務関係事務 | 1 | |
| その他の事務の執行 | 9 | |